別記様式第２号（第３条関係）

自動車保管場所届出書（新規・変更）			自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
			長さ　　センチメートル 幅　　センチメートル 高さ　　センチメートル	
自動車の使用の本拠の位置				
自動車の保管場所の位置	（変更前　　）			

上記の事項について届出をします。

年　　月　　日

警察署長　殿

〒（　　）

住　所

届出者

電話

氏　名

使用権原	自己・他人・共有

連絡先	氏名　ふじか行政書士事務所　古角恒樹 電話　090-5656-3611

新規代替	登録番号等	前車	
		現車	

備考　１　法第５条、第13条第３項及び附則第６項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第７条（第13条第４項及び附則第７項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。

２　自動車の区分の欄は、法第４条第１項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。

３　変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。

４　次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。

(1)　自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。

(2)　自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。

５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

【 自 動 車 保 管 場 所 届 出 書 】 の 記 載 例

○ この書類は、自動車保管場所届出書（1枚）となっております。
○ 書類作成の際には、黒色のボールペン又は黒色のスタンプで明瞭に記載してください。
なお、文字等を消失できる筆記具は使用しないでください。

※ 軽自動車を新規取得した場合又は登録自動車・軽自動車で車庫のみを変更した場合に必要な書面です。
軽自動車の保管場所届出は、自動車検査証を受けた後（ナンバーを取得した後）、速やかに行ってください。
また、軽自動車、登録自動車を問わず、車庫のみを変更した場合は、15日以内に届け出ることが義務付けられています。

自動車保管場所届出書（新規・変更）			自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
ダイハツ	DDA－L123	L123-123456	長さ 3 3 9 センチメートル 幅 1 4 7 センチメートル 高さ 1 4 5 センチメートル	
自動車の使用の本拠の位置	兵庫県神戸市中央区下山手通５丁目４番１号　兵庫ハイツ101号			
自動車の保管場所の位置	兵庫県神戸市中央区下山手通５丁目４番１号　兵庫ハイツパーキング No.１ （変更前　　）			

上記の事項について届出をします。

○ 年 ○ 月 ○ 日

○ ○ 警察署長　殿

住所　〒（600－0001）
兵庫県神戸市中央区下山手通５丁目４番１号　兵庫ハイツ101号

届出者　電話　078-000-1111

氏名　兵庫　太郎

※ 自動車の登録手続に必要となる自動車保管場所証明書は、登録申請の日からさかのぼっておおむね１か月以内に発行されたものとなりますので、注意してください。

使用権原	自己・他人・共有

連絡先	氏名	兵庫　花子
	電話	090－○○○○－1234

新規・代替	登録番号	前車	神戸580○1234
代替		現車	神戸580○5678

備考
1　法第５条、第13条第３項及び附則第６項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第７条（第13条第４項及び附則第７項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。
2　自動車の区分の欄は、法第４条第１項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。
3　変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
4　次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
(1)　自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
(2)　自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。
5　用紙の大きさは、日本産業規格A列３番とする。

○ **使用権原欄【※】**
申請する車庫の「所有者」に○印を付けてください。
・**申請者所有の場合**
自己に○印を付け、「自認書」を添付してください。
・**他人所有の場合**
他人に○印を付け、「保管場所使用承諾証明書」等の書面を添付してください。
・**共有地の場合**
共有に○印を付け、共有者全員の使用承諾書を添付してください。

○ **連絡先欄【※】**
代理申請の場合等、申請内容に関す確認を申請者以外の方に行った方がよい場合には、その方の氏名及び電話番号の記載をしてください。

○ **新規・代替欄【※】**
申請する車庫の状況について、新規・代替のいずれかに○印を付けてください。
・新規～新規又は追加で保管する場合
・代替～既存の車と入替える場合

○ **登録番号欄【※】**
新規を選択した場合は、空欄で提出してください。
代替を選択した場合は、代替される車を「前車」に、これから申請する車を「現車」にそれぞれ記載してください。

○ **自動車の区分**
届出自動車が軽自動車の場合「軽」に、他は「登録」に○印を付けてください。

○ **自動車の大きさ欄**
センチメートル単位で、右詰めで記載してください。（ミリ単位は切り捨て）

○ **使用の本拠の位置欄**
・ **個人の場合**
実際に居住している場所の所在地を記載してください。
・ **法人の場合**
実際に営業を行う事業所の所在地を記載してください。（本社・支社等の所在地）
※ 申請者の住所と自動車の使用の本拠の位置が異なるときは、両者の正当な関係を明らかにする書面を求めることがあります。

○ **保管場所の位置欄**
駐車場の所在地を住居表示で記載してください。（住居表示がない場合は、地番もしくは直近の地番を記載。）
使用の本拠の位置から２km以内です。

○ **届出日欄**
届出当日の日付を記載してください。

○ **届出者欄**
届出者欄に記載する住所・氏名等は、警察署窓口に書類を提出する方ではなく、自動車の使用者となる方の住所・氏名です。
・ **個人の場合**
住民票又は印鑑証明の住所・氏名を記載してください。
・ **法人の場合**
登記簿又は印鑑証明書に記載されている所在地・法人名を記載し、法人の代表者を併記してください。